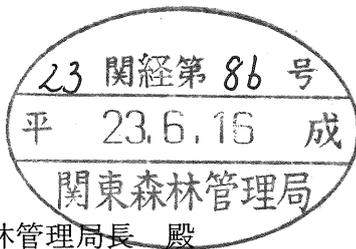


指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名：株式会社紫微設計
業者の住所：京都府京都市上京区
三本木通丸太町上ル真町474-1
- 2 指名除外措置年月日：平成23年6月30日
- 3 指名措置除外措置の範囲：関東森林管理局が発注する工事等
- 4 事 実 概 要：大阪府警察本部から株式会社紫微設計について発注工事等からの排除要請の通知があった。(別添参照)
- 5 指名除外措置理由：警察当局が確認した事実が、「指名基準の運用について」(平成7年12月25日付け7-10国有林野部管理課長通知)の第2項第2号ア関係の(4)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

指名基準の運用基準について

指名基準	運用基準
1 不誠実な行為の有無	以下の基準に該当する場合は指名しないこと (4) 警察当局から、発注機関の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適切であると認められること。



関東森林管理局長 殿

23 林政政第 195 号
平成 23 年 6 月 13 日

林 野 庁 長 官

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する
合意書に基づく通報について

このことについて、大臣官房経理課長から別添写しのとおり通報があったので、お知らせする。

なお、各森林管理局（近畿中国森林管理局を除く）においては、当該有資格者の登録状況を確認の上、「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 20 年 2 月 26 日付け 19 林政政第 601 号林野庁長官通知）等（以下「暴力団排除通知」という。）に基づき適切に対応されたい。

また、暴力団排除通知に基づき当該有資格者への指名除外通知を実施した際には、その旨報告されたい。



（担当：林政課会計経理第 1 班支出負担行為係 内線 6009、00011535）



23 経 第 445 号
平成 23 年 6 月 10 日

林野庁長官 殿

大臣官房経理課長

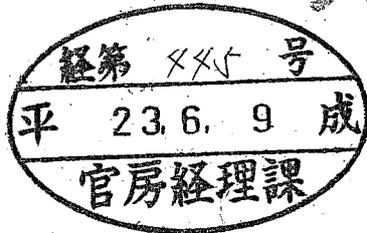
農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づ
く通報について

このことについて、農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合
意書に基づき、大阪府警察本部刑事部捜査第四課長から別紙のとおり通報があっ
たので、お知らせする。

なお、貴管下の各機関（近畿中国森林管理局を除く。）の長への通知について
は、貴職から願います。



別記様式第3号



捜 四 第 2 8 9 号
平成 2 3 年 6 月 2 日

農林水産省大臣官房経理課長 殿

大阪府警察本部刑事部捜査第四課長



農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について

下記の有資格者において、農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので通報します。

記

1 商号又は名称

株式会社紫微設計

2 所在地

京都市上京区西三本木通丸太町上る474番地の1

(大阪事務所 大阪市北区中之島4丁目1-9 glaf labo 2F)

3 代表者

代表取締役 出口 修

4 該当する理由

平成22年7月に、株式会社紫微設計代表取締役である出口修が、指定暴力団六代目山口組傘下組織組員とゴルフに興じていた事実。

以上

